

第4条(補償の内容)

- ① 身体・自由の拘束による補償においては、その拘束の日数に応じて、刑事補償法第4条第1項に定める1日当たりの割合の範囲内で、相当と認められる額の補償金を交付する。
- ② 没取による補償においては、没取に係る物を返付し、これを返付することができないときは、その物の時価に等しい額の補償金を交付する。

① 趣旨

本条は、身体・自由の拘束による補償と、没取による補償の内容を定めた規定である。

② 1項について

本条1項は、身体・自由の拘束について、刑事補償法4条1項前段「抑留又は拘禁による補償においては、前条及び次条第2項に規定する場合を除いては、その日数に応じて、1日1000円以上1万2500円以下の割合による額の補償金を交付する」と同様に、1日当たりの割合の範囲内で補償金を定めることを規定している。

「相当と認められる額」を定める際の考慮事項についての定めはないが、刑事補償法4条2項「裁判所は、前項の補償金の額を定めるには、拘束の種類及びその期間の長短、本人が受けた財産上の損失、得るはずであつた利益の喪失、精神上の苦痛及び身体上の損傷並びに警察、検察及び裁判の各機関の故意過失の有無その他一切の事情を考慮しなければならない」が参考にされるべきである(最高裁判所事務総局〔1993〕131頁、光岡〔2004〕251頁)。過去の審判例に基づく考慮事情についての分析は、光岡〔2004〕348頁が詳しい。

審判例では、1日につき1万2500円(名古屋家決平4・12・24家月45・3・74)、1日につき1万円(千葉家決平6・7・18家月46・11・71)、1日につき8000円(秋田家大館支決平5・1・22家月45・6・124、宇都宮家決平5・5・17家月45・8・176、横浜家決平5・9・28家月46・2・204、奈良家決平21・12・7家月62・9・87)、1日につき7000円(長崎家佐世保支決平5・7・13家月45・10・94)、1日につき5000円(新潟家決平5・11・16家月46・3・78、岡山家決令4・10・17家判46・110)、1日につき4000円(大阪家決平11・4・26家月51・9・80)、1日あたり2000円(長崎家決平15・9・8家月56・5・158)、逮捕・勾留期間につき1日につき3000円、観護期間につき1日2000円(大阪家決平5・4・20家月45・8・146)、1日につき1000円(福島家郡山支決平5・3・8家月45・7・90、千葉家決平30・2・13判タ1455・250)がある。

なお、少年院送致は、少年の健全育成を目的とする保護処分であり、矯正教育を本質とする利益処分であるという点において、刑事における身体・自由の拘束

と異なる面があるが、審判事由が認められなかったにもかかわらず少年院送致に送致されたことによる精神的損害は大きいと考えられるから、利益処分性を過大視して補償額を決めることがあってはならない(最高裁判所事務総局〔1993〕431頁)。

③ 2項について

没取による補償について、刑事補償法4条6項と同一の趣旨である。

- 1 最高裁判所事務総局編(1993)『少年補償事件執務資料』法曹会
- 2 光岡弘志(2004)「少年補償事件の実務上の諸問題」家月56巻5号
- 3 前掲注2書
- 4 前掲注1書

(山下幸夫)